

## 欧州委員会による農業交渉モダリティ提案の概要

(2003年1月27日)

(注)1月27日のEU外相理事会で加盟国の了承を得たもの。

### (1) 市場アクセス

- ・UR方式による平均36%、最低15%の関税引下げ。
- ・先進国及び先進途上国は、後発途上国からの全輸入に対し無税・無枠を供与。
- ・先進国は、途上国からの全輸入の50%以上に無税を適用。
- ・途上国の関心品目についてのタリフ・エスカレーションの大幅な削減。
- ・地理的表示については、権利の保有者以外が使用している名称リストを策定し、誤解を招く、あるいは不正な使用を禁止。

### (2) 輸出競争

- ・輸出補助金について、数量ベースで大幅な削減、金額ベースで平均45%の削減（品目毎の柔軟性及び全ての形態の輸出補助金を同等に扱うことが前提）。
- ・輸出信用の輸出補助金的要素に係る厳格な規律を策定。
- ・現物援助は、緊急事態等に対応した真の食料援助に限定する等食料援助に係る規律を強化。
- ・輸出国家貿易企業については、差別的な補助や価格プール等の不公正な慣行を規律。

### (3) 国内支持

- ・削減対象国内支持については、総合AMSにより約束水準から55%削減。
- ・先進国に対するデミニミスを撤廃。
- ・動物愛護等のための支持を緑の政策に位置付ける。

### (4) 実施期間

- ・実施期間は、2006年を起点とし、先進国は6年間、途上国は10年間とする。

### (5) 非貿易的関心事項

- ・環境保護、農村開発、途上国の食料安全保障については、それらを促進するための措置を農業協定に適切に位置付ける。
- ・動物愛護については、動物愛護に関する基準を満たすための追加的費用に対する補填措置を削減約束から除外する。

### (6) 途上国の特別かつ異なる待遇

- ・先進国及び先進途上国は、後発途上国からの全輸入に対し無税・無枠を供与。
- ・先進国は、途上国からの全輸入の50%以上に無税を適用。
- ・途上国の関心品目についてのタリフ・エスカレーションの大幅な削減。
- ・URと同様に、途上国に対して低い削減率及び長い実施期間を適用。
- ・食料安全保障ボックスの創設（途上国に対する特別セーフガードの拡大、途上国の特定の国内助成に関する二ーズの検討等）。

## 大島農林水産大臣記者会見概要（抜粋）

（2003年1月31日(金) 10:37~10:55 於：農政クラブ）

私から発言をさせていただく案件について、WTO農業交渉につきましては、3月のモダリティ確立を控え、重要な段階に差し掛かっておりますが、我が国としては、昨年11月に現実的で包括的なモダリティ提案を既に提出し、その実現に向けて努力してきたところでございます。今般、我が国と連携しつつ、交渉を進めているEUにおきまして、モダリティ提案が取りまとめられ、今週はじめにWTOに提出されたところでございます。EUの提案は、関税引下げについてのウルグアイ・ラウンド方式、国内支持削減についての総合AMS方式など、非貿易的関心事項を反映させるための柔軟性が確保されるものとなっております。基本的な部分において、我が国と考え方が一致するものと考えております。この提案におきまして、ウルグアイ・ラウンド方式による関税削減幅などの数値が記載されているわけですが、これらの数値についても、我が国の提案とパッケージであるという前提として見れば、農業交渉の3分野、即ち関税、国内支持のAMS及び輸出補助金、それぞれの削減率の部分について、支持可能なものと考えております。

米国・ケアンズ諸国からは、極端で非現実的な数字を含む提案がなされておりますが、こうした野心的すぎる提案に対し、我が国としては、EUと連携し、大きな対抗軸を形成していくことが今後の交渉として重要と考えております。EUの提案の基本的な数値の部分につき、支持可能であるということについては、我が国の立場としてWTOに対し、来週にもしかるべく人を派遣し、伝達したいとこのように思っております。以上でございます。

## WTO農業交渉モダリティ1次案の概要

(2003年2月12日提示)

注：[ ]内は数字の例示や選択肢を示すといった目的で使われている。

### 1. 市場アクセス

#### (1) 関税

- ・全農産物の単純平均により[5]年間で以下の方式により削減する。
  - －[90]%より高い関税は、平均[60]％、最低[45]％
  - －[90]％以下で[15]％より高い関税は、平均[50]％、最低[35]％
  - －[15]％以下の関税は平均[40]％、最低[25]％
- ・加工品の関税がその非加工品よりも高い場合には、加工品の関税を非加工品よりも大幅に削減する。
- ・非従価税については、[1999-2001]年の外部基準価格により従価税相当量を算出する。

#### (途上国)

- ・先進国は、熱帯産品の完全な貿易自由化を含む途上国の関心品目に対するアクセス改善を通じ、途上国のニーズに十分な関心を払う。
- ・途上国は、食料安全保障等の観点からの戦略的品目を指定し、それ以外の品目については、単純平均により[10]年間で以下の方式により削減する。
  - －[120]％より高い関税は、平均[40]％、最低[30]％
  - －[120]％以下で[20]％より高い関税は、平均[33]％、最低[23]％
  - －[20]％以下の関税は、平均[27]％、最低[17]％
- ・途上国の戦略的品目は、単純平均により[10]年間で平均[10]％、最低[5]％削減する[特別セーフガードの対象とした品目を除く]

#### (2) 特恵制度

- ・特恵受益途上国の輸出上重要な品目に対する特恵に影響を与える関税削減については、特恵の供与国は[5]年間の代わりに[8]年間で実施することができる。輸出上重要な品目とは、当該途上国の全商業輸出の最低[25]％を占めるものとする。

#### (3) 関税割当

##### ① 関税割当数量

- ・最終譲許の関税割当数量が国内消費量の[10]％に満たない場合には、同割合まで拡大する。
- ・関税割当対象品目の4分の1を上限として、同数の品目について数量を[12]％に拡大することを条件に、一部の品目について数量の拡大を[8]％に止めることができる。
- ・最新の国内消費量は1999-2001年又は最新の3カ年平均とする。
- ・関税割当数量の拡大は[5]年間で毎年等量に実施する。

#### (途上国)

- ・戦略的品目については関税割当数量の拡大を要求されない。
- ・その他の品目については、最終譲許の関税割当数量が国内消費量の[6.6]％に満たない場合には、同割合まで拡大する。

- ・関税割当対象品目の4分の1を上限として、同数の品目について数量を[8]%に拡大することを条件に、一部の品目について数量の拡大を[5]%に止めることができる。
- ・関税割当数量の拡大は[10]年間で毎年等量に実施する。

#### ② 枠内税率

- ・加工・未加工を問わない熱帯産品及び麻薬となる不法作物等からの転作にとって特に重要な品目に対する枠内無税の供与を除いて、枠内税率の削減を求められない。

#### (途上国)

- ・途上国は、枠内税率の削減を求められない。

#### (4) 関税割当運用

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。〈別添1〉

#### (5) 特別セーフガード

- ・先進国に対しては適用を[更なる関税削減の実施期間の終了時に][更なる関税削減の実施期間の終了後の[2]年後に]停止する。

#### (途上国)

- ・[戦略的作物以外に適用される関税削減を行った]戦略的品目に対しては、途上国は特別セーフガードを適用し得る。

#### (6) 輸入国家貿易企業

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。〈別添2〉

#### (7) その他の市場アクセス問題

- ・概観ペーパーに明示された非貿易的関心事項及びその他の市場アクセス問題については、更に検討する。

## 2. 輸出競争

### (1) 輸出補助金

- ・輸出補助金約束の対象となる全農産物の最終譲許金額の最低[50]%に至るまで積み上げた農産物の各品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに70の水準、2年目の初めに49の水準等として段階的に削減し、16年目の初めに撤廃する。
- ・残りの品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに75の水準、2年目の初めに56の水準等として段階的に削減し、10年目の初めに撤廃する。

#### (途上国)

- ・輸出補助金約束の対象となる全農産物の最終譲許金額の最低[50]%に至るまで積み上げた農産物の各品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに75の水準、2年目の初めに56の水準等として段階的に削減し、11年目の初めに撤廃する。
- ・残りの品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに80の水準、2年目の初めに64の水準等として段階的に削減し、13年目の初めに撤廃する。

### (2) 輸出信用

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。〈別添3〉

### (3) 食料援助

・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。〈別添4〉

#### **(4)輸出国家貿易企業**

・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。〈別添5〉

#### **(5)輸出制限・輸出税**

・食料に対する新たな輸出禁止、輸出制限、輸出税の賦課は、ガットの規定に基づくものを除いて禁止する。

##### **(途上国)**

・途上国に対しては、農業協定12条（輸出制限の際の通報等）の規律及びガットの関連条項を引き続き適用する。

### **3. 国内支持**

#### **(1)緑の政策**

・一定の改定を条件として、農業協定付属書2（緑の政策の要件）の条項を維持する。〈別添6〉

##### **(途上国)**

・農業協定付属書2について一定の拡大を行う。

#### **(2)農業協定 6条2項**

・農業協定6条2項（途上国に対する国内支持削減の例外）を維持した上で一定の拡大を行う。

#### **(3)青の政策**

・青の政策は、[1999-2001年の通報水準で上限を設け、その水準で譲許した上で、毎年等量で5年間に[50]%削減する][現行の総合AMSに算入する]。

##### **(途上国)**

・毎年等量に[10]年間で[33]%削減する。

#### **(4)黄の政策**

・総合AMSにより毎年等量で[5]年間で[60]%削減する。  
・品目毎のAMSは、[1999-2001]年平均の水準を上回らないこととする。

##### **(途上国)**

・毎年等量に[10]年間で[40]%削減する。

#### **(5)デミニミス**

・先進国の現行5%のデミニミスは、[5]年間で毎年[0.5]%ずつ削減する。

##### **(途上国)**

・途上国の現行10%のデミニミスは維持する。

### **4. 後発開発途上国**

・上記に加えて、後発開発途上国は削減約束を求められない。  
・先進国は、後発開発途上国からの全輸入に対して無税・無枠を供与する。

### **5. その他**

#### **(1)新規加盟国**

・[新規加盟国は、農業協定上の加入約束の完全実行後[2]年後に、追加的な約束の実施を開始することができる。]

#### **(2)その他**

- ・ 島嶼国、脆弱国、移行国等特定のグループに対する追加的な柔軟性のあり方について更に検討する。

## 6. むすび

- ・ 本1次案は、2003年2月24～28日の農業委員会特別会合での交渉を踏まえて改定し、改定された2次案は、同年3月24～31日の特別会合の前に配布される。

### <別添1> 関税割当運用（概要）

#### 1. 一般的要件（抜粋）

- ・ 抱き合わせの禁止
- ・ 季節的な制限の禁止
- ・ 関割対象産品の一部品目の輸入を排除するような運用、加工品や最終消費者への販売のための輸入を制限するような運用の禁止

#### 2. 具体的要件（抜粋）

- ・ 関税割当数量は、年度開始の十分前に輸入者に配分されなければならない。
- ・ 関税割当を申請した、小売業者、およびその他の実需者に関し、いかなる制限も課してはならない。また、枠の利用を妨げるような条件、手続を課してはならない。
- ・ 利用されなかった関税割当数量は、再配分されなければならない。

#### 3. この規定は、国家貿易企業によって運用される関税割当にも適用される。

### <別添2> 輸入国家貿易企業（概要）

- ・ 加盟国は、輸入国家貿易企業が、WTO協定と整合的に運営されることを確保する。
- ・ 加盟国は、政府の輸入企業が、市場アクセスの譲許及び非関税障壁に関する約束の利益を無効にしたり損うように運営されないことを確保する。
- ・ 政府の輸入企業を設立又は維持する加盟国は、当該政府輸入企業が、農業委員会が定める様式及び間隔で、当該企業の運営についての関連情報を通報する。

### <別添3> 輸出信用規律（概要）

- ・ 期間・支払条件
  - ・ 最長償還期間：6ヶ月／180日（繁殖牛、農業用植物の種子等、開発途上国向け農産物輸出等については別途規定）
  - ・ 最低貸出金利：市場利率＋利ざや（spread）以上（公的金融助成の場合）
- ・ 規律に適合しない輸出信用
  - ・ 農業協定上輸出補助金に含まれ、削減対象とする
  - ・ 助成金額の削減約束：当該年に供与される規律に適合しない輸出信用による助成金額の最大水準を削減
  - ・ 輸出量の削減約束：当該年において規律に適合しない輸出信用が供与された農産物の最大輸出量を削減
  - ・ 償還期間の削減：実施期間中助成を受ける規律に適合しない輸出信用の償還期間の最大の長さを逡減

- ・非常時の例外
  - ・非常時の定義：加盟国経済及び財政における突然かつ重大な悪化
  - ・非常時においては、新規律よりも緩やかな与信条件の供与を輸出国に要請できる。
- ・特別のかつ異なる待遇（S & D）
  - ・償還期間：長期の償還期間（[ ] ヶ月まで）

#### <別添4> 農業協定第10条4項<食料援助>（概要）

- ・現物であるか、食料購入のための財政的贈与であるかに拘わらず、国際食料援助を供与する加盟国は、次のことを確保する。
  - ・自然災害等から生じる緊急時又は重大な食料ニーズに対応するための食料援助の場合には、かかる援助が、国際連合食料援助専門機関、若しくは非政府の人道的組織等からのアピールに応えるためのものか、又は、緊急食料援助のための二国間での要求に応えるためのものとして、贈与されること。
  - ・食料援助は、完全に無償によってのみ供与されること。
- ・加盟国は、食料援助実施の産品、数量、目的地、経路、その他の関連する条件及び食料援助の供与形態について通報する。
- ・上記要件に合致しない食料援助取引は、輸出補助金削減約束の回避と見なされる。

#### <別添5> 輸出国貿易企業（概要）

- ・加盟国は、輸出国貿易企業が、WTO協定と整合的に運営されることを確保する。
- ・加盟国は、輸出補助金に係る約束を迂回するような方法で、政府の輸出企業が運営されないことを確保する。この目的のために、加盟国は以下を約束する。
  - (i)政府輸出企業による輸出が、国内生産者に対する当該企業の支払い価格よりも安い価格で行われないことを確保する
  - (ii)農産物の輸出に関心を有する他の者の権利を制限しない
  - (iii)ある農産物の全輸出のうちかなりのシェアを輸出している政府輸出企業に対して、政府の助成金等を含む特別の財政的特権を認めない
- ・政府輸出企業を設立又は維持する加盟国は、農業委員会が定める様式及び間隔で、当該企業の運営についての関連情報を通報する。

#### <別添6> 農業協定付属書2<緑の政策>（概要）

- ・デカップリング支払等に係る基準期間の固定及びその通報
- ・環境に係る施策による支払の拡大（動物愛護を対象とする）

## WTO 農業交渉モダリティ 1 次案改訂版の概要

(2003年3月18日提示)

注1：[ ]内は数字の例示や選択肢を示すために使われている。

注2：1次案からの変更箇所は見え消しのとおり。

### 1. 前 文

- ・ 主要な分野については、2月の交渉において各国の立場が大きく離れていたため、議長として1次案を大幅に修正するための十分な指針を得られなかった。したがって、このペーパーは、1次案の一部の項目についての最初の、限定的な改訂版と考えられるべき。
- ・ モダリティを3月31日までに確立するためには、技術的な作業の継続とともに、広範な支持を得られる解決策を見出すための真摯な交渉に臨む用意が各国に求められる。

### 2. 市場アクセス

#### (1) 関税

- ・ 全農産物の単純平均により[5]年間で以下の方式により削減する。
  - －[90]%より高い関税は、平均[60]％、最低[45]％
  - －[90]％以下で[15]％より高い関税は、平均[50]％、最低[35]％
  - －[15]％以下の関税は、平均[40]％、最低[25]％
- ・ 加工品の関税がその非加工品よりも高い場合には、加工品の関税を非加工品よりも ~~大幅に~~ 少なくとも[30]増しで削減する。
- ・ 非従価税については、~~最近[1999-2001]5カ年のうち最高と最低を除く3カ年の~~ 外部基準価格により従価税相当量を算出する。

#### (途上国)

- ・ 先進国は、熱帯産品の完全な貿易自由化を含む途上国の関心品目に対するアクセス改善を通じ、途上国のニーズに十分な関心を払う義務を負う。
- ・ 途上国は、食料安全保障等の観点からの 戦略的特別の品目を指定し、それ以外の品目については、単純平均により[10]年間で以下の方式により削減する。
  - －[120]％より高い関税は、平均[40]％、最低[30]％
  - －[120]％以下で ~~[20] 60]％~~ [20] 60]％より高い関税は、平均 ~~[33] 35]％~~ [33] 35]％、最低 ~~[23] 25]％~~ [23] 25]％
  - －[60]％以下で[20]％より高い関税は、平均[30]％、最低 [20]％
  - －[20]％以下の関税は、平均 ~~[27] 25]％~~ [27] 25]％、最低 ~~[17] 15]％~~ [17] 15]％
- ・ 途上国の 戦略的特別の品目は、単純平均により[10]年間で平均[10]％最低[5]％削減する ~~[特別セーフガードの対象とした品目を除く。]~~

#### (2) 特惠制度

- ・ 特惠受益途上国の輸出上重要な品目に対する特惠に影響を与える関税削減については、特惠の供与国は[5]年間の代わりに[8]年間で実施し、削減の開始を実施期間の[3]年目に延期することができる。輸出上重要な品目とは、当該途上国の全商業輸出の最低 ~~[25] 20]％~~ [25] 20]％を占めるものとする。



### (3) 関税割当

#### ① 関税割当数量

- ・ 最終譲許の関税割当数量が国内消費量の[10]%に満たない場合には、同割合まで拡大する。
- ・ 関税割当対象品目の4分の1を上限として、同数の品目について数量を[12]%に拡大することを条件に、一部の品目について数量の拡大を[8]%に止めることができる。
- ・ 最新の国内消費量は1999-2001年又は最新の3カ年平均とする。
- ・ 関税割当数量の拡大は[5]年間で毎年等量に実施する。

#### (途上国)

- ・ 戦略的特別の品目については関税割当数量の拡大を要求されない。
- ・ その他の品目については、最終譲許の関税割当数量が国内消費量の[6.6]%に満たない場合には、同割合まで拡大する。
- ・ 関税割当対象品目の4分の7を上限として、同数の品目について数量を[8]%に拡大することを条件に、一部の品目について数量7の拡大を[5]%に止めることができる。
- ・ 関税割当数量の拡大は[10]年間で毎年等量に実施する。

#### ② 枠内税率

- ・ 加工・未加工を問わない熱帯産品及び麻薬となる不法作物等からの転作にとって特に重要な品目に対する枠内無税の供与、並びに最近[3]カ年平均の枠消化率が[65]%未満の品目を除いて、枠内税率の削減を求められない。

#### (途上国)

- ・ 途上国は、最近[3]カ年平均の枠消化率が[65]%未満の品目を除いて、枠内税率の削減を求められない。

### (4) 関税割当運用

- ・ 更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。〈別添1〉

### (5) 特別セーフガード

- ・ 先進国に対しては適用を [更なる関税削減の実施期間の終了時に] [更なる関税削減の実施期間の終了後の[2]年後に] 停止する。

#### (途上国)

- ・ [戦略的作物以外に適用される関税削減を行った] 戦略的品目に対しては、途上国は現行の特別セーフガードを適用し得る。技術的検討が行われている途上国に対する新たな特別セーフガードは、適当な段階で追加する。

### (6) 輸入国家貿易企業

- ・ 更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。〈別添2〉

### (7) その他の市場アクセス問題

- ・ ドーハ閣僚宣言に明記された非貿易的関心事項については、本案の様々な部分で考慮されているものの、概観ペーパーに明示された非貿易的関心事項及びその他の市場アクセス問題については、更に検討する。

## 3. 輸出競争

### (1) 輸出補助金

- ・輸出補助金約束の対象となる全農産物の最終譲許金額の最低[50]%に至るまで積み上げた農産物の各品目については、金額と数量の最終譲許水準（100）を、1年目の初めに70の水準、2年目の初めに49の水準等として段階的に削減し、6年目の初めに撤廃する。
- ・残りの品目については、金額と数量の最終譲許水準（100）を、1年目の初めに75の水準、2年目の初めに56の水準等として段階的に削減し、10年目の初めに撤廃する。

**(途上国)**

- ・輸出補助金約束の対象となる全農産物の最終譲許金額の最低[50]%に至るまで積み上げた農産物の各品目については、金額と数量の最終譲許水準（100）を、1年目の初めに75の水準、2年目の初めに56の水準等として段階的に削減し、11年目の初めに撤廃する。
- ・残りの品目については、金額と数量の最終譲許水準（100）を、1年目の初めに80の水準2年目の初めに64の水準等として段階的に削減し、13年目の初めに撤廃する。

**(2)輸出信用**

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。〈別添3〉

**(3)食料援助**

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。〈別添4〉

**(4)輸出国家貿易企業**

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。〈別添5〉

**(5)輸出制限・輸出税**

- ・食料に対する新たな輸出禁止、輸出制限、輸出税の賦課は、ガットの規定に基づくものを除いて禁止する（ただし、ガット11条2項（a）（国内産品の不足防止）に基づく輸出制限は禁止の対象とする）。

**(途上国)**

- ・途上国に対しては、上記の規律は適用せず、農業協定12条（輸出制限の際の通報等）の規律及びガットの関連条項を引き続き適用する。

**4. 国内支持**

**(1)緑の政策**

- ・一定の改定を条件として、農業協定付属書2（緑の政策の要件）の条項を維持する。〈別添6〉

**(途上国)**

- ・農業協定付属書2について一定の拡大を行う。

**(2)農業協定6条2項**

- ・農業協定6条2項（途上国に対する国内支持削減の例外）を維持した上で一定の拡大を行う。

**(3)青の政策**

- ・青の政策は、[1999-2001年直近の通報水準で上限を設け、その水準で譲許した上で、毎年等量で5年間に[50]%削減する][現行の総合AMSに算入する]。

**(途上国)**

- ・[毎年等量に[10]年間で[33]%削減する][実施期間の5年目から総合

AMSに算入する]。

#### (4)黄の政策

- ・総合AMSにより毎年等量で[5]年間で[60]%削減する。
- ・品目毎のAMSは、~~1999-2001~~年平均の水準を上回らないこととする。

##### (途上国)

- ・毎年等量に[10]年間で[40]%削減する。

#### (5)デミニミス

- ・先進国の現行5%のデミニミスは、[5]年間で毎年[0.5]%ずつ削減する。

##### (途上国)

- ・途上国の現行10%のデミニミスは維持する。

### 5. 後発開発途上国

- ・上記に加えて、後発開発途上国は削減約束を求められない。
- ・先進国は、後発開発途上国からの全輸入に対して無税・無枠を供与[するよう努める][する義務を負う]。

### 6. その他

#### (1)新規加盟国

- ・~~新規加盟国は、農業協定上の加入約束の完全実行後実施期間の開始を[2]年後に、追加的な約束の実施を開始先送りすることができる。~~

#### (2)その他

- ・島嶼国、脆弱国、移行国等特定のグループに対する追加的な柔軟性のあり方について更に検討する。